

岸本町・溝口町合併協議会 第14回会議

日時 平成16年4月7日(水)午後2時から

場所 岸本町農村環境改善センター 多目的ホール

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 会長報告

(1) 元気で夢ある町をつくる会署名簿について 1

4. 報告事項

(1) 元気で夢ある町をつくる会署名簿の取り扱いについて 当日配布

(2) 協議項目 8 条例、規則等の取り扱いについて 3

(3) 協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについて 4

(4) 協議項目 20 諮問機関の取り扱いについて 5

(5) 協議項目 25 - 30 各種事務事業の取り扱い(下水道事業)について 6

(6) 協議項目 25 - 37 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)について 7

(7) 協議項目 25 - 40 各種事務事業の取り扱い(社会体育事業)について 8

5. 協議事項

(1) 協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて 9

(2) 協議項目 22 介護保険事業の取り扱いについて 10

(3) 協議項目 25 - 5 各種事務事業の取り扱い(納税関係業務)について 11

(4) 協議項目 25 - 32 各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)について 12

(5) 協議項目 26 郡の所属の取り扱いについて 13

(6) 平成16年度岸本町・溝口町合併協議会予算について 14

(7) 平成16年度岸本町・溝口町合併協議会事業計画について 17

6. 提案事項

(1) 協議項目 6 慣行の取り扱いについて 19

(2) 協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて 20

(3) 協議項目 21 国民健康保険事業の取り扱いについて 21

(4) 協議項目 25 - 36 各種事務事業の取り扱い(小中学校の通学区域)について 22

(5) 協議項目 25 - 37 各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)について 23

(6) 協議項目 25 - 39 各種事務事業の取り扱い(社会教育事業)について 24

(7) 協議項目 25 - 40 各種事務事業の取り扱い(社会体育事業)について 25

7. その他

(1) 住民説明会の開催について 26

(2) 次回開催日について

(案) 4月28日(水) 午後2時から 溝口町中央公民館 大会議室

8. 副会長閉会あいさつ

岸本町・溝口町合併協議会委員名簿

職名	委員区分	氏名	備考
会長	1号委員 (行政関係)	河 合 勝	岸本町長
副会長		住 田 圭 成	溝口町長
委員		石 田 保	岸本町助役
	圓 山 和 紀	溝口町助役	
	2号委員 (議会関係)	西 村 忠	岸本町議会
		下 村 有 象	岸本町議会
		西 郷 一 義	岸本町議会
		野 坂 明 典	岸本町議会
		箕 矢 静 人	溝口町議会
		入 江 正 美	溝口町議会
		田 中 宏	溝口町議会
		浦 部 要 右	溝口町議会
	3号委員 (学識経験者)	池 田 義 則	岸本町学識経験者
		大 前 直	岸本町学識経験者
		山 西 敷	岸本町学識経験者
		秋 田 壽 江	岸本町学識経験者
		白 石 鉄 平	岸本町学識経験者
		中 野 喜 弘	溝口町学識経験者
		松 本 和 三	溝口町学識経験者
		南 葉 正 明	溝口町学識経験者
	監査委員		小 谷 勢 津 子
大 森 正 人			溝口町学識経験者
高 塚 一 男			岸本町代表監査委員
		森 谷 淳	溝口町監査委員

岸本町・溝口町合併協議会幹事会名簿

溝 口 町			岸 本 町		
幹事長	助役	圓山 和紀	副幹事長	助役	石田 保
幹事	教育長	木村 寛司	幹事	教育長	妹尾 千秋
	総務課長	森田 俊朗		総務課長	岡田 賢治
	企画課長	杉原 良仁		地域振興課長	鞍掛 宣史

岸本町・溝口町合併協議会事務局名簿

事務局長	石田 保	岸本町助役	室長	佐蔵 絢子	溝口町課長囑託
副事務局長	圓山 和紀	溝口町助役	次長	斉下 正司	岸本町課長補佐
			次長	影山 知也	鳥取県主幹
			室長補佐	森 道彦	溝口町課長補佐
			主事	遠藤 友識	岸本町主事
			主事	小村 里美	岸本町囑託

会長報告第1号

元気で夢ある町をつくる会署名簿について

元気で夢ある町をつくる会から、新町名称に関する署名簿が次のとおり提出されたことを報告する。

提出年月日 平成16年3月29日

提出場所 岸本町役場 町長室

提出者 元気で夢ある町をつくる会 代表 幸形信之、西尾寧彦

署名の趣旨 公開討論会(公開ディスカッション)にて両町民へ、各案の持つ特徴をよく浸透し、その上で論議を尽くされたい。
再度、公正なる「伯耆」「西大山」を含む全町民アンケートの実施をされたい。

署名の内訳

	岸本町	溝口町	小計	その他	合計
署名数	1,792	768	2,560	120	2,680
アンケート時 の有権者数	6,365	4,745	11,110		
割合(%)	28.2	16.2	23.0		

署名数は、署名簿の内容を審査した結果ではなく、記載されている署名を単純合計したもの。(住民登録の有無、重複署名等の審査はしていない。)

平成16年4月7日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

平成 16 年 4 月 7 日

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝 様

新町名称小委員会委員長 野 坂 明 典

元気で夢ある町をつくる会署名簿の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会第 13 回会議で新町名称小委員会に付託された標記の件について、検討した結果を次のとおり報告する。

記

要望の内容は、「西大山」という名称を新町の名称として再検討することを望むものであるが、この取り扱いを検討するに当たり、次の三点について協議を行った。

1. 新町名称決定までの手続きの正当性・妥当性について
2. 住民団体、又は住民を代表する団体の名称に関する意見等を審査に取り入れることや関与を認めることの正当性・妥当性について
3. 署名簿の取り扱いについて

協議の結果、新町名称の決定に当たっては、適正な手続きと公正かつ公平な手段で行われ、何らの問題も無かったということで意見は一致した。

また、特定の名称に偏った意見を取り上げることは、絞込等でも住民アンケートの公平な実施に対して影響が及ばないよう最大限の配慮を行ってきたところであり、望ましいものではないとする意見であったが、名称決定後に提出された今回の要望の取り扱いを決定する権限は、小委員会にはないとの判断から、それ以上の議論は行っていない。

署名簿については、これを取り上げるためには、適正なルールに基づくものでなければならぬとの意見が出されたが、ルールの内容については、小委員会で検討すべき内容ではないとの判断から、それ以上の議論は行っていない。

なお、署名簿の取り扱いを決定するに当たり、慎重な検討が必要とされる要望・請願の是非と署名簿の取り扱いの具体的内容は、協議会で協議されることが望ましいことを確認した。

別紙 1 (小委員会資料)

新町名称決定までの流れと概要

日付	項目	内容	備考
H15. 5.19	名称公募	名称を公募することを確認。	小委第 1 回会議
	アンケート	アンケートを行なうことを確認。	
H15. 5.30	名称募集方法	募集に必要な事項を説明・協議	小委第 2 回会議
H15. 6. 4	名称募集方法	募集に必要な事項を確認	小委第 3 回会議
	名称絞込方法	小委員会での名称絞込方法を協議	
H15. 6.17	名称募集開始		
H15. 6.24	審議状況報告	第 1 回～第 3 回の会議状況を報告	協議会第 2 回会議
H15. 7. 1	名称絞込方法協議	協議会での名称絞込方法の提案内容を確認	小委第 4 回会議
	アンケート方法	アンケート方法を説明	
H15. 7. 8	名称絞込方法提案	協議会での絞込方法を提案	協議会第 3 回会議
H15. 7.22	アンケート方法	アンケート方法を協議	小委第 5 回会議
	小委員会絞込方法	小委員会絞込方法の詳細を確認	
H15. 7.31	名称募集締切		
H15. 8. 6	名称募集結果報告	名称募集結果を報告	小委第 6 回会議
	アンケート方法	アンケート方法とアンケート方法の協議会提案内容を確認	
H15. 8.20	名称募集結果報告	名称募集結果を報告	協議会第 4 回会議
	名称絞込方法	協議会での絞込方法を確認	
	アンケート方法	アンケート方法を提案	
H15. 8.29	名称絞込	名称候補を 22 点に絞込を実施	小委第 7 回会議
	名称絞込結果	絞込結果の協議会報告内容を確認	
H15. 9.10	名称絞込結果報告	小委員会で絞り込んだ名称を報告	協議会第 5 回会議
	名称絞込	名称を 5 点に絞込を実施	
	アンケート方法	アンケート方法を確認	
H15.10. 9	アンケート発送		
H15.10.24	アンケート締切		
H15.10.31	アンケート状況報告	アンケート有効票集計結果報告	小委第 8 回会議
	疑問票協議	疑問票の取り扱いを協議	
	アンケート結果報告	アンケート結果の報告内容協議	
H15.11.12	アンケート結果報告	アンケート結果を報告・名称決定	協議会第 7 回会議

別紙 2 (小委員会資料)

他の合併協議会における名称決定方法等概要

項目	岸本・溝口	西伯・会見	中山・名和・大山	東郷・羽合・泊	東伯・赤碓
名称案	一般公募 何点でも可	一般公募 1人1点	一般公募 何点でも可。ただし、同1人の同名応募は1点に限る。	一般公募 何点でも可	一般公募 1人1点
小委員会 絞込	小委員会委員の無記名投票により22点に絞込	同名応募数の多い順に23点(20位まで)+協議会委員推薦38点=61点	同名応募数が10点以上のものの7点+小委員会委員推薦5点=12点投票により3点に絞込	選定基準を基に作成したワークシートにより20点に絞込	各委員推薦(1人10点以内)の中から協議により6点に絞込
協議会 絞込	無記名投票により5点に絞込	無記名投票により19点に絞込	なし	無記名投票により5点に絞込	投票により3点に絞込
アンケート 有無	5点を対象にアンケートを実施	19点を対象にアンケートを実施	なし	5点を対象にアンケートを実施	なし
最終決定	アンケート最多支持の名称に決定(支持割合35.9%)	協議会委員の協議で決定。アンケート最多支持の名称ではない	協議会委員挙手により決定	アンケート最多支持の名称に決定(支持割合35.4%)	協議会委員の投票により決定

住民による直接請求に関する法令等の概要

1. 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号)

(1) 条例の制定及び監査の請求 (第 74 条 ~ 第 74 条の 4)

- ・ 有権者の 1 / 50 以上の署名により、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。
- ・ 請求が受理した場合は、議会で審議する。

(2) 解散及び解職の請求 (第 76 条 ~ 第 85 条)

- ・ 有権者の 1 / 3 以上の署名により、議会の解散、市町村長の解職を請求することができる。ただし、選挙があった日から 1 年間は請求できない。
- ・ 請求が受理されたときは投票を行う。

2. 市町村の合併の特例に関する法律

(1) 合併協議会設置の請求 (第 4 条)

- ・ 有権者の 1 / 50 以上の署名により、合併協議会を置くよう請求できる。
- ・ 請求が受理された場合は、当該市町村及び関係市町村の議会で審議する。

3. 署名の有効無効に関する主な規程、判例等

- ・ 署名は、1 人につき 1 署名。身体の故障又は文盲により署名できない (自分で署名する能力がない場合のみ) ときは、本人と同様の選挙権を有する代筆者による署名が認められる。この場合は、代筆者としての署名が必要。
- ・ 選挙人名簿に登録された者でなければならない。
- ・ 判読不能なものは無効。
- ・ 詐為又は脅迫による署名は無効。
- ・ 同一筆跡で明らかに自署でないものは無効。
- ・ 住所、生年月日のない署名は無効。
- ・ 町内回覧方式による書名は無効。
- ・ 印、拇印のないものは無効。
- ・ 「 # 」は有効。

岸本町・溝口町合併協議会協議項目

番号	協議項目	25 各種事務事業の取り扱い一覧			
1	合併の方式	25-1	財政事務	25-27	衛生関係事業
2	合併の期日	25-2	消防防災関係事業	25-28	同和人権対策事業
3	新町の名称	25-3	公共交通事業	25-29	上水道事業
4	新町の事務所の位置	25-4	負担金の取扱い	25-30	下水道事業
5	財産の取扱い	25-5	納税関係業務	25-31	土木建設事業
6	慣行の取扱い	25-6	出納業務	25-32	農林水産業事業
7	機構及び組織の取扱い	25-7	地域コミュニティ事業	25-33	商工業事業
8	条例、規則等の取扱い	25-8	情報通信事業	25-34	観光事業
9	議員定数及び任期の取扱い	25-9	地域間交流事業	25-35	治山治水事業
10	農業委員会委員定数及び任期の取扱い	25-10	女性政策事業	25-36	小中学校の通学区域
11	特別職の職員の身分の取り扱い	25-11	地域開発関係事業	25-37	学校教育事業
12	一般職の職員の身分の取り扱い	25-12	交通安全事業	25-38	学校給食事業
13	広域行政の取扱い	25-13	広報公聴事業	25-39	社会教育事業
14	公共的団体の取扱い	25-14	医療費助成	25-40	社会体育事業
15	消防団の取扱い	25-15	健康づくり事業	25-41	文化振興事業
16	地方税の取扱い	25-16	母子保健事業	25-42	その他
17	使用料、手数料等の取扱い	25-17	老人保健事業		
18	補助金、交付金等の取扱い	25-18	高齢者福祉事業		
19	字名の取扱い	25-19	児童福祉事業		
20	諮問機関の取扱い	25-20	母子・父子・寡婦福祉事業		
21	国民健康保険事業の取扱い	25-21	障害者福祉事業		
22	介護保険事業の取扱い	25-22	その他福祉事業		
23	電算システムの取扱い	25-23	社会福祉協議会		
24	新町建設計画	25-24	環境対策事業		
25	各種事務事業の取扱い	25-25	窓口業務		
26	郡の所属の取り扱い	25-26	保育事業		

報告第2号

協議項目8 条例、規則等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目8 条例、規則等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 条例、規則、規定、訓令及び告示については、合併時に一元化するものとする。
(別添資料P1)

平成16年4月7日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

報告第 3 号

協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 17 使用料、手数料等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 指定給水装置工事事業者指定手数料については、合併時に岸本町の例により一元化するものとする。
(別添資料P3)

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議項目 20 諮問機関の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 20 諮問機関の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 社会教育委員については、合併時に溝口町の例により一元化するものとする。
(別添資料P4)
- 2 公民館運営審議会については、合併時に溝口町の例により一元化するものとする。
(別添資料P4)
- 3 文化財関係諮問機関については、合併後に溝口町の例をもとに新たに定めるものとする。
(別添資料P5)

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

報告第 5 号

協議項目 25 - 30 各種事務事業の取り扱い（下水道事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 30 各種事務事業の取り扱い（下水道事業）については、次のとおりとする。

- 1 排水設備指定工事店に関することについては、合併時に岸本町の例により一元化するものとする。
(別添資料P6)

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議項目 25 - 37 各種事務事業の取り扱い（学校教育事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 37 各種事務事業の取り扱い（学校教育事業）については、次のとおりとする。

- 1 私立幼稚園第3子保育料軽減子育て支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
（別添資料P7）
- 2 英語指導助手設置事業に関することについては、配置については現行のとおり新町に引き継ぐものとし、雇用条件については合併後に岸本町の例をもとに一元化するものとする。
（別添資料P7）
- 3 教育研究団体については、合併時に溝口町の例をもとに一元化を図るものとする。
（別添資料P8）
- 4 学校図書に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
（別添資料P8）

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

報告第7号

協議項目 25 - 40 各種事務事業の取り扱い（社会体育事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 40 各種事務事業の取り扱い（社会体育事業）については、次のとおりとする。

- 1 学校体育施設開放事業については、合併時に溝口町の例により一元化するものとする。
(別添資料P9)

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

協議第 1 号

協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 土地改良負担補助事業(町土地改良事業償還補助金)については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町における新規事業に係る補助については別に定めるものとする。
(第13回会議別添資料P13)
- 2 農業基盤整備事業償還補助金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、新町における新規事業に係る補助については別に定めるものとする。
(第13回会議別添資料P13)
- 3 土地改良運営補助金事業については、岸本町の例によるものとする。
(第13回会議別添資料P13)
- 4 森林シンポジウム補助金については、岸本町の例によるものとし、合併後 3 年以内に算定方法の見直しを行なうものとする。
(第13回会議別添資料P14)

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 2 号

協議項目 22 介護保険事業の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 22 介護保険事業の取り扱いについては、合併時に岸本町の例により一元化するものとする。

(新町発足時に南部箕蚊屋広域連合に加入する。)

(第13回会議別添資料P15～18)

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 3 号

協議項目 25 - 5 各種事務事業の取り扱い(納税関係業務)について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 5 各種事務事業の取り扱い(納税関係業務)については、次のとおりとする。

- 1 納税奨励事業のうち納期前納付に対する報奨金については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。ただし、国民健康保険税の納期前納付に対する報奨金は廃止するものとする。

(第13回会議別添資料P19～21)

- 2 納税奨励事業のうち町税徴収取り扱い手数料については、合併後に岸本町の例により一元化するものとする。ただし、手数料の交付率については、溝口町の例によるものとする。

なお、合併後の早い時期に制度を廃止する方向で検討するものとする。

(第13回会議別添資料P19、20、22)

- 3 納税奨励事業のうち優良納税組合表彰及び納税組合長報酬については、合併後に廃止するものとする。

(第13回会議別添資料P19)

上記のいずれの調整も、合併が年度中途の場合は、当該年度は現行のとおりとし、翌年度から行なうものとする。

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 4 号

協議項目 25 - 32 各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 32 各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)については、次のとおりとする。

- 1 松くい虫防除事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後に事業の見直しを行なうものとする。
(第13回会議別添資料P23)
- 2 樹種転換に係る造林事業補助金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(第13回会議別添資料P23)
- 3 町管理林道維持管理事業については、合併時に溝口町の例により新町に引き継ぐものとする。
(第13回会議別添資料P23)
- 4 町有林管理事業について、合併時に岸本町の例により新町に引き継ぐものとする。
(第13回会議別添資料P24)
- 5 森林管理巡視事業については、合併後に廃止するものとする。
(第13回会議別添資料P24)

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第 5 号

協議項目 26 郡の所属の取り扱いについて

新町の郡の所属については、合併協議会の協議により次のうち一つを選択する。
その選択に基づき、県に対して働きかけを行う。

- 1 新町の郡の所属は、西伯郡とする。
- 2 新町の郡の所属は、日野郡とする。
- 3 新たな郡を設け、新町は新たな郡に所属する。

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

協議第6号

平成16年度 岸本町・溝口町合併協議会予算

平成16年度岸本町・溝口町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,291千円とする。

2 歳入歳出の款項目の区分及び当該区分ごとの金額は、別紙平成16年度岸本町・溝口町合併協議会収支予算書による。

(歳入歳出の流用)

第2条 平成16年度中当協議会の予算収支に当り、項相互の金額は必要に応じて流用することができる。

平成16年4月7日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

平成16年度 岸本町・溝口町合併協議会収支予算書

歳入

(単位:千円)

科 目			本年度	前年度	比 較	節		説 明	
款	項	目				区 分	金額		
1	負担金		4,940	27,704	22,764				
	1	負担金	4,940	27,704	22,764				
		1	負担金	4,940	27,704	22,764	1 市町村負担金	4,940	岸本町 2,470 溝口町 2,470
2	繰越金		2,350	0	2,350				
	1	繰越金	2,350	0	2,350				
		1	繰越金	2,350	0	2,350	1 前年度繰越金	2,350	前年度繰越金 2,350
3	諸収入		1	1	0				
	1	諸収入	1	1	0				
		1	諸収入	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子 1
計			7,291	27,705	20,414				

歳出

(単位:千円)

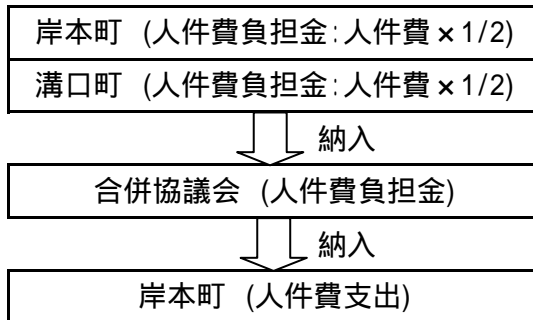
科 目			本年度	前年度	比 較	節		説 明	
款	項	目				区 分	金額		
1	事業運営費		7,236	27,621	20,385				
	1	会議費	1,828	3,519	1,691				
		1	会議費	1,828	3,519	1,691	1 報酬	1,092	委員報酬 1,092
						8 報償費	20	謝礼 20	
						9 旅費	315	委員費用弁償 315	
						11 需用費	341	消耗品費 72 印刷製本費 100 食糧費 169	
						12 役務費	10	通信費 10	
						14 使用料及び賃借料	50	式典物品リース料 50	
	2	事務局費	1,319	14,254	12,935				
		1	事務局費	1,319	14,254	12,935	9 旅費	187	出張旅費 187
						11 需用費	799	消耗品費 733 燃料費 36 修繕料 30	
						12 役務費	175	通信費 175	
						14 使用料及び賃借料	158	事務機器リース料 158	
	3	事業推進費	4,089	9,848	5,759				
		1	事業推進費	4,089	9,848	5,759	11 需用費	2,972	消耗品費 7 印刷製本費 2,965
						13 委託料	1,117	例規事務事業調査委託 1,000 情報発信事業委託 53 委託料 64	
2	予備費		55	84	29				
	1	予備費	55	84	29				
		1	予備費	55	84	29			
計			7,291	27,705	20,414				

平成16年度 岸本町・溝口町合併協議会予算資料

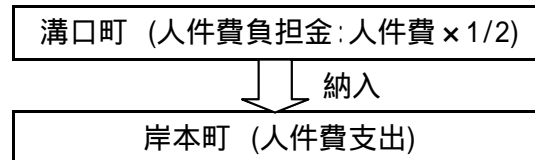
1. 前年度との相違点

- (1) 協議会事務局職員のうち県派遣職員(影山次長)と嘱託職員(小村主事)の人件費分負担金については、溝口町は岸本町に直接、人件費の1/2の負担金を支払うこととした。

平成15年度の流れ



平成16年度の流れ



- (2) 合併協議会の所管となる合併推進事業のうち、県支援交付金(事業費の1/2を助成)の対象事業については、岸本町一般会計に予算計上し、溝口町が応分の負担金を支払うこととした。(合併協議会は、県支援交付金事業の実施主体になれないため。)なお、事務については、合併協議会事務局で行うこととしている。

平成16年度 岸本町一般会計に計上した合併推進事業

(単位:千円)

事業名	事業内容	事業費
新町情報発信事業	新町紹介・PR用パンフレット作成事業	1,523
	新町誕生PR用懸垂幕作成事業	126
岸本町・溝口町 交流支援事業	各種団体交流支援補助事業 団体の統合・交流活動の経費の1/2を補助(上限10万円)	1,000
	住民交流支援補助事業 住民の交流・親睦活動の経費の1/3を補助(上限3万円)	300
合併シンポジウム 開催事業	新町のまちづくりをテーマにしたシンポジウムを開催する。 (講演会、両町住民によるアトラクション等予定)	401
合併のしおり 作成事業	新町に移行する当たり、変更される行政運営、行政体制、 各種手続きに関する小冊子を全戸配布して周知を図る。	609
合計		3,959

2. 前年度繰越金について

平成15年度に予定していた事業のうち年度内に実施ができない事業と合併調印式開催に要する経費について、平成15年度両町負担金を平成16年度に繰り越すことで対応することとした。

新町まちづくり計画書作成事業費(計画書:300部、計画書ダイジェスト版:4000部) 200万円

合併調印式開催事業費 35万円

協議第7号

平成16年度 岸本町・溝口町合併協議会事業計画について

平成16年度岸本町・溝口町合併協議会事業計画を別紙のとおりとする。

平成16年4月7日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河 合 勝

平成16年度岸本町・溝口町合併協議会事業計画

事業項目	事業内容	備考
合併協議会	合併協議会会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として毎月1回開催 ただし、必要に応じて回数を変更 ・定例開催:毎月第2水曜日 午後2時～ ・岸本町・溝口町で交互に開催 	
	小委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・開催の必要が生じた場合に随時開催 	
広報活動	広報誌発行 <ul style="list-style-type: none"> ・住民への情報提供の一環として、協議会の会議の内容を伝えるため広報を発行(毎月2回) ・全世帯に配布。 	
	ホームページの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・合併協議会ホームページに「伯耆町」コーナーを設けPRに努める。 	
	住民説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・合併まちづくり計画及び協議項目の調整状況当について両町で説明会を開催する。 合併出前説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・住民団体や集落等からの要望に基づき、合併協議会事務局が説明会を開催する。 	
	合併まちづくり計画書配布 <ul style="list-style-type: none"> ・計画書を関係者に配布 (議員、各種委員会委員、集落代表者等) ・計画書ダイジェスト版を全戸に配布 	
委託事業	例規事務事業委託 <ul style="list-style-type: none"> ・新町の条例、規則等を作成に当たり、調整資料作成・例規集作成について委託するもの。 	
合併協定書調印式	合併協定書の調印に関する式典を行う。	
その他	平成16年度岸本町一般会計予算に計上の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・新町情報発信事業 ・岸本町・溝口町交流支援事業 ・合併シンポジウム開催事業 ・合併のしおり作成事業 	詳細は合併協議会予算資料のとおり

提案第 1 号

協議項目 6 慣行の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 6 慣行の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 慣行の取り扱いについては、合併後の早い時期に一元化するものとする。
(別添資料P10～11)
- 2 儀式、典礼及び表彰に関することについては、合併後に一元化するものとする。
(別添資料P10～11)

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 2 号

協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 18 補助金、交付金等の取り扱いについては、次のとおりとする。

1 土地改良事業補助金(灌漑・排水・農道:町単独補助事業)については、合併時に一元化するものとする。

(別添資料P12)

2 土地改良事業(農業用施設災害復旧:町単独補助事業)については、合併時に岸本町の例をもとに一元化するものとする。

(別添資料P12)

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 3 号

協議項目 21 国民健康保険事業の取り扱いについて

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 21 国民健康保険事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 国民健康保険税については、税率については合併後に平成16年度決算をもとに新たに定めるものとし、納期については岸本町の例により一元化するものとする。
(別添資料P13、14、16)
- 2 国民健康保険財政調整基金の取り扱いについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P15、17)
- 3 国民健康保険事業(人間ドック)については、合併後に溝口町の例をもとに一元化するものとする。
(別添資料P15)

上記の 1 の調整は、合併が年度中途の場合は、当該年度は現行のとおりとし、翌年度から行なうものとする。

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 4 号

協議項目 25 - 36 各種事務事業の取り扱い（小中学校の通学区域）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 36 各種事務事業の取り扱い（小中学校の通学区域）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、岸本中学校の通学区域については、旧岸本町の区域を通学区域として定めるものとする。

（別添資料P18）

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 5 号

協議項目 25 - 37 各種事務事業の取り扱い（学校教育事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 37 各種事務事業の取り扱い（学校教育事業）については、次のとおりとする。

- 1 障害児教育に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
(別添資料P19)

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第 6 号

協議項目 25 - 39 各種事務事業の取り扱い（社会教育事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 39 各種事務事業の取り扱い（社会教育事業）については、次のとおりとする。

- 1 成人式については、合同実施とし、合併後に一元化を図るものとする。
(別添資料P20)

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

提案第7号

協議項目 25 - 40 各種事務事業の取り扱い（社会体育事業）について

岸本町・溝口町合併協議会での協議項目 25 - 40 各種事務事業の取り扱い（社会体育事業）については、次のとおりとする。

- 1 オールジャパンジュニアトライアスロンに関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
（別添資料P21）
- 2 榊水開発リーゼンスラローム大会に関することについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。
（別添資料P21）

平成 16 年 4 月 7 日 提出

岸本町・溝口町合併協議会長 河合 勝

その他(1)

住民説明会について

【開催目的】

合併まちづくり計画案や合併協議の状況を住民に周知するとともに、住民意見の把握に努める。

【実施日時】

平成16年4月下旬から5月 午後7時から午後9時 2時間程度

【開催場所】

岸本町：農村環境改善センター

溝口町：中央公民館

：二部公民館

：日光公民館

【参集者】

岸本町及び溝口町住民

【説明内容】

協定項目の協議状況について

合併まちづくり計画案について

【配布資料】

岸本町と溝口町の合併協議状況

合併まちづくり計画ダイジェスト版

【PR方法】

チラシ全戸配布

有線放送、ケーブルテレビ

ホームページ

協議会委員、議会議員、区長、部落代表者、元まちづくり委員にはダイレクトメール